[廃棄物焼却炉]　令和 3(2021)年度

秋田工場

1 施設名称:2号廃棄物焼却炉

(1)処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	374	2,560	2,113	1,749	2,298								9,094
木くず	t／月													
紙くず	t／月	147	651	602	641	667								2,709
廃プラ	t／月													
その他	t／月													
合計	t／月	522	3,211	2,715	2,390	2,965								11,803

(2)燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉頂	バグフィルタ入口	スクラバ出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※ 焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

(3)冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備(場所)	スクラバー		
除去した日	4/5～8		

(4)煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項二】

ばい煙(測定位置:排気筒側面)	排ガス採取日		4月28日	5月6日	6月2日	7月13日	8月3日							
	結果の得られた日		5月6日	5月14日	6月7日	7月16日	8月6日							
	基準値	単位												
硫黄酸化物	57以下	ppm	1.2	1.0	1.6	0.9	1.4							
ばいじん	0.04以下	g/Nm3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満							
窒素酸化物	106以下	ppm	64	76	60	55	56							
塩化水素	100以下	mg/Nm3	2.6	2.3未満	2.2未満	2.3未満	2.8							

ダイオキシン類(測定位置:排気筒側面)	排ガス採取日													
	結果の得られた日													
	基準値	単位	測定結果											
	0.1以下	ng-TEQ/Nm3												